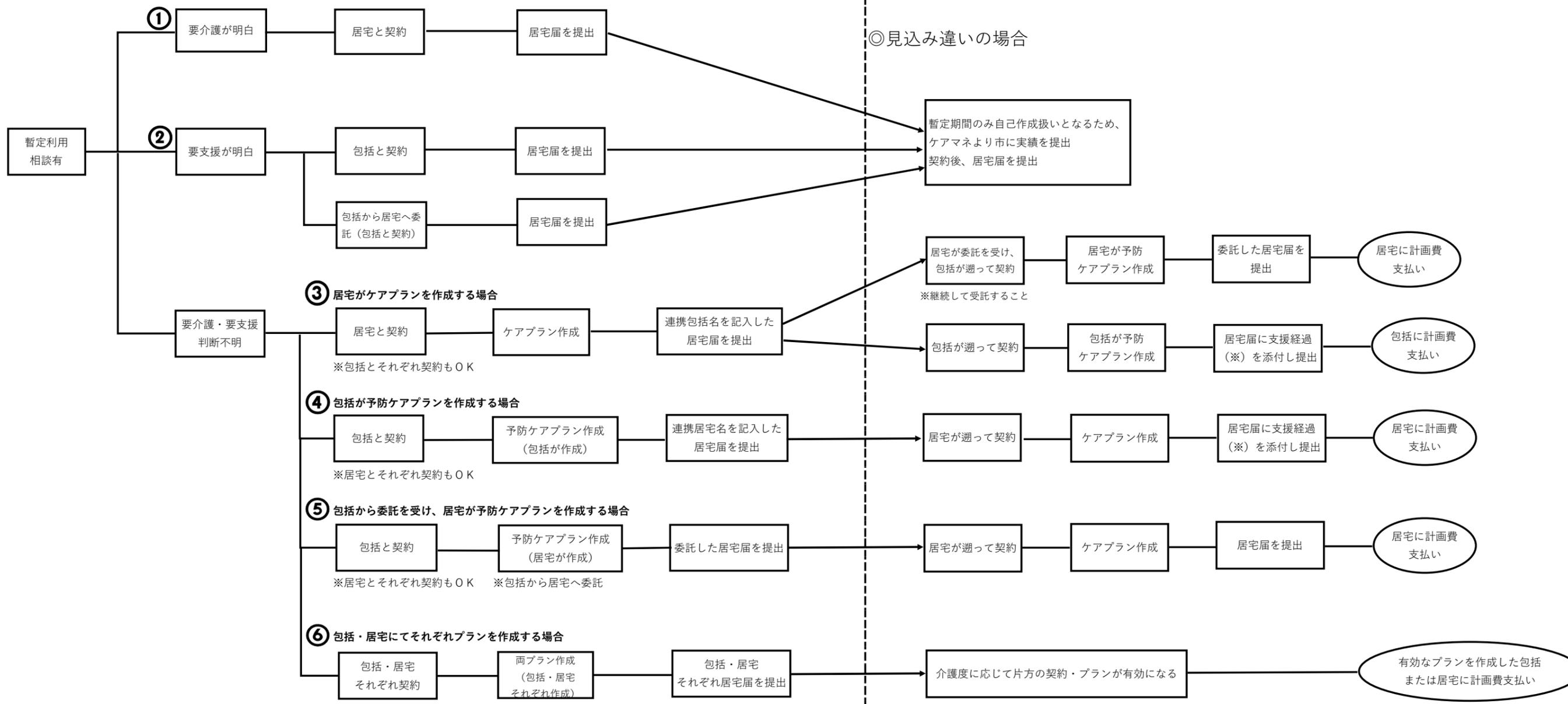


【暫定期間】

【認定結果後】



◎見込み違いの場合

暫定期間のみ自己作成扱いとなるため、ケアマネより市に実績を提出契約後、居宅届を提出

居宅が委託を受け、包括が遡って契約
※継続して受託すること
居宅が予防ケアプラン作成
委託した居宅届を提出
居宅に計画費支払い

包括が遡って契約
包括が予防ケアプラン作成
居宅届に支援経過(*)を添付し提出
包括に計画費支払い

居宅が遡って契約
ケアプラン作成
居宅届に支援経過(*)を添付し提出
居宅に計画費支払い

居宅が遡って契約
ケアプラン作成
居宅届を提出
居宅に計画費支払い

有効なプランを作成した包括または居宅に計画費支払い

(※) 暫定期間中の契約と同月に本契約ができた場合は、支援経過不要。

◎見込み通りの場合

利用者及び家族、サービス担当者会議での同意があり、ケアプランまたは予防ケアプランの修正の必要がないと判断した場合は本プランとすることが可能。